

## 平成26年度千葉県公立小・中・高等学校の暴力行為の概要 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

**小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は3,557件で、前年度の3,431件より126件増加。**

### ア 校種別発生件数

小学校における発生件数は1,062件で、前年度の788件より274件増加している。

中学校における発生件数は2,285件で、前年度の2,406件より121件減少している。

高等学校における発生件数は210件で、前年度の237件より27件減少している。

### イ 形態別発生件数

#### (ア) 対教師暴力

小学校における発生件数は225件で、前年度の98件より127件増加している。中学校における発生件数は238件で、前年度の273件より35件減少している。高等学校における発生件数は17件で、前年度の14件より3件増加している。

#### (イ) 生徒間暴力

小学校における発生件数は688件で、前年度の568件より120件増加している。中学校における発生件数は1,333件で、前年度の1,350件より17件減少している。高等学校における発生件数は151件で、前年度の144件より7件増加している。

#### (ウ) 対人暴力

小学校における発生件数は15件で、前年度の21件より6件減少している。中学校における発生件数は53件で、前年度の110件より57件減少している。高等学校における発生件数は4件で、前年度の16件より12件減少している。

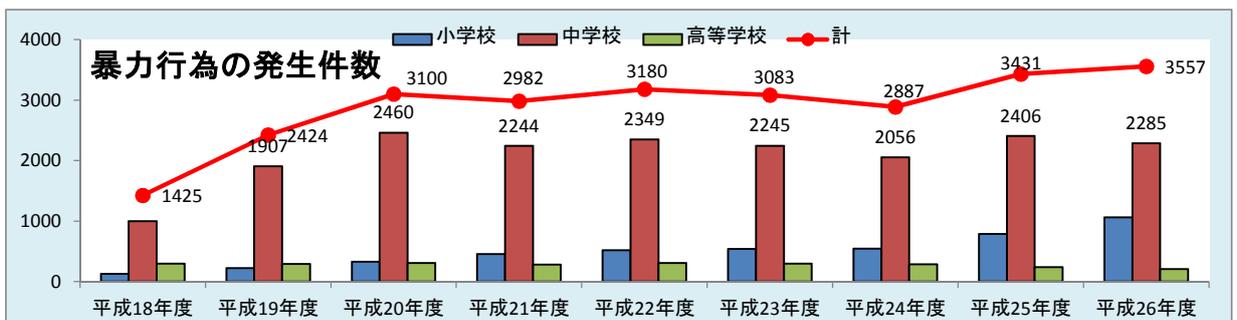
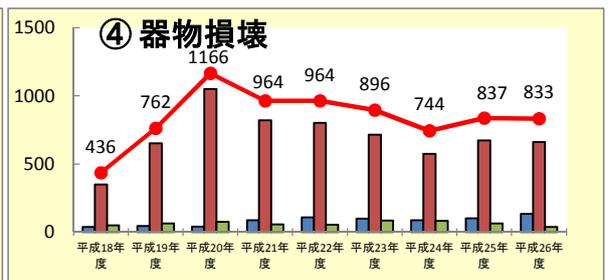
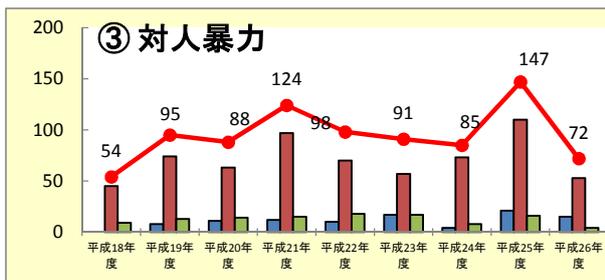
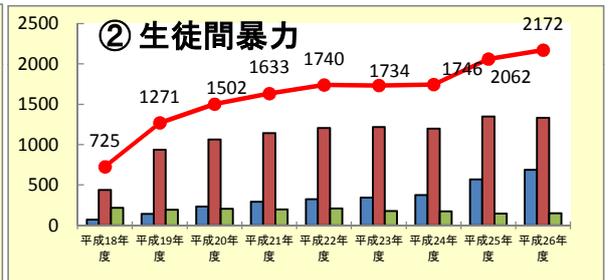
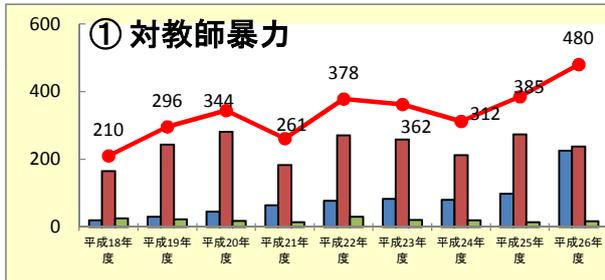
#### (エ) 器物損壊

小学校における発生件数は134件で、前年度の101件より33件増加している。中学校における発生件数は661件で、前年度の673件より12件減少している。高等学校における発生件数は38件で、前年度の63件より25件減少している。

# 平成26年度 公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数(千葉県)

(単位:延べ件数)

年度	学校種別	① 対教師暴力		② 生徒間暴力		③ 対人暴力		④ 器物損壊	小計	計
		校内	校外	校内	校外	校内	校外	校内		
平成18年度	小学校	20	0	63	8	0	0	37	128	1,425
	中学校	165	0	370	69	2	43	349	998	
	高等学校	25	0	193	22	0	9	50	299	
平成19年度	小学校	29	1	132	9	6	2	46	225	2,424
	中学校	243	0	834	104	9	65	652	1,907	
	高等学校	23	0	172	20	0	13	64	292	
平成20年度	小学校	45	0	199	35	4	7	40	330	3,100
	中学校	279	2	969	96	10	53	1,051	2,460	
	高等学校	18	0	184	19	2	12	75	310	
平成21年度	小学校	64	0	278	15	11	1	86	455	2,982
	中学校	183	0	1,006	137	23	74	821	2,244	
	高等学校	14	0	177	20	0	15	57	283	
平成22年度	小学校	75	2	317	8	7	3	109	521	3,180
	中学校	271	0	1,063	144	14	56	801	2,349	
	高等学校	30	0	179	29	0	18	54	310	
平成23年度	小学校	83	0	317	24	15	2	98	539	3,083
	中学校	244	14	1,088	128	9	48	714	2,245	
	高等学校	21	0	154	23	0	17	84	299	
平成24年度	小学校	80	0	353	23	2	2	86	546	2,887
	中学校	211	1	1,048	148	8	65	575	2,056	
	高等学校	20	0	152	22	0	8	83	285	
平成25年度	小学校	98	0	535	33	19	2	101	788	3,431
	中学校	271	2	1,212	138	44	66	673	2,406	
	高等学校	14	0	123	21	3	13	63	237	
平成26年度	小学校	225	0	668	20	7	8	134	1,062	3,557
	中学校	235	3	1,210	123	12	41	661	2,285	
	高等学校	17	0	139	12	1	3	38	210	



※ 暴力行為の定義(平成19年度一部改訂)

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。